

○ 現行の投開票の仕組み

- ・投開票の基本的な流れ ······ 1
- ・不在者・在外投票の基本的な流れ ······ 2
- ・現行制度下における投票原則 ······ 3

○ 不在者投票

- ・不在者投票の手続について ······ 4
- ・不在者投票証明書の様式 ······ 5

○ 在外投票

- ・在外投票制度の概要 ······ 6
- ・在外選挙の投票方法 ······ 8
- ・在外選挙の実施状況 ······ 9
- ・在外公館投票を行うことのできる期間 ······ 10
- ・在外選挙人証の様式 ······ 11
- ・在外選挙人証(实物の写し) ······ 13

○ 洋上投票

- ・洋上投票の手続の流れ ······ 14
- ・投票送信用紙の様式 ······ 15
- ・受信用FAX用紙 ······ 16
- ・受信用FAX ······ 17
- ・FAX装置及びその管理の方法に関する技術基準(概要) ······ 18

投開票の基本的な流れ

選挙人名簿の調製(定時登録・選挙時登録)

公示日前

投票所入場券を交付

選挙公報を配布

期日前投票所

- ①入場券等による選挙人名簿対照
(本人確認の実施)
- ②期日前投票事由(1号～6号)の宣誓
- ③投票用紙の交付
- ④投票用紙の記入・投票箱への投函
- ⑤投票箱の閉鎖・投票録の作成
- ⑥投票箱等を送致
(離島では船舶又は航空機により送致)

投票所

- ①入場券等による選挙人名簿対照
(本人確認の実施)
- ②投票用紙の交付
- ③投票用紙の記入・投票箱への投函
- ④投票箱の閉鎖・投票録の作成
- ⑤投票箱等を送致
(離島では船舶又は航空機により送致)

選挙管理委員会

開票所

- ①すべての投票箱等の到着を確認・点検
- ②すべての投票箱を開けて、投票用紙を混同
- ③投票用紙を分類、点検、計算(自動読取分類機や計数機を使用)
- ④各候補者(政党)の得票数の朗読等
- ⑤開票録の作成
- ⑥開票結果を選挙長に報告し、開票録等を送付

選挙会

- ①得票数の確定及び当選人の決定
- ②選挙録の作成

公示日翌日～選挙期日前日

選挙期日

選挙期日又は翌日

それ以降

不在者・在外投票の基本的な流れ

滞在地選管での不在者投票

対象者

選挙当日、不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる選挙人

投票用紙等の請求

【請求先】

名簿登録地の選管

【添付書類】

宣誓書

【請求方法】

郵送や

オンライン手続も可

在外投票

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている海外在留邦人

洋上投票

選挙人名簿登録証明書の交付を受けており、本邦以外の区域を航行する指定船舶等に乗船する船員

在外公館での投票の場合

【請求先】

在外公館

【添付書類】

在外選挙人証と旅券等

【請求方法】

郵便によることなく直接

郵便による投票の場合

【請求先】

名簿登録地の選管

【添付書類】

在外選挙人証

【請求方法】

郵送

【請求先】

指定市町村の選管

【添付書類】

選挙人名簿登録証明書

【請求方法】

- ・船長による請求（洋上特別投票の場合は船員）
- ・郵便によることなく直接

在外公館での投票の場合

在外公館で投票用紙等の交付を受けたら直ちに投票

郵便による投票の場合

現存する場所で投票を記載し、名簿登録地の選管に郵送

投票

滞在地の選管に投票用紙等を提出し、その場で投票

船舶内で投票送信用紙に必要事項を記載し、指定市町村の選管にファクシミリ送信

在外公館での投票の場合

在外公館から外務省を経由して名簿登録地の選管に送致

郵便による投票の場合

選挙人が名簿登録地の選管に郵送

の投票用紙等

滞在地の選管から、名簿登録地の選管に送致

ファックスを受信した指定市町村の選管から名簿登録地の選管に送致

現行制度下における投票原則

当日投票所における投票 (当日投票所投票主義)

※①不在者投票((ア)指定病院・(イ)洋上の場合)
※②在外投票(郵便等投票の場合)

選挙人名簿登録主義

投票を行おうとする者が、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている(法42)

選挙人名簿又はその抄本に基づき、対面で対照(法44)

本人による投票

選挙人名簿等に登録された本人による投票である。

投票所入場券や身分証明書等により確認

- ①(ア)投票用紙請求時に選挙人名簿と対照(令53)、(イ)選挙人名簿登録証明書との照合(令59の6④)
- ②投票用紙請求時に在外選挙人名簿と対照(令65の11)

秘密投票主義

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に開公的にも私的にも責任を問はれない。(憲法第15④)
投票の秘密保持(法52)等

- 投票記載の場所の設備(令32)
- 開票時の投票用紙の混同(法66②)

- ①不在者投票記載の場所の設備(令58④、令59の6①)
- ①②開票時の投票用紙の混同(法66②)

一人一票主義

投票は、各選挙につき一人一票に限る(法36)

投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨を記載

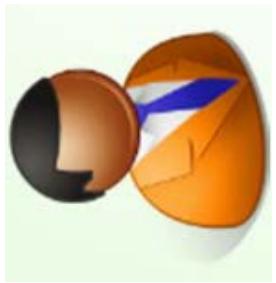
- ①(ア)投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨記載、(イ)選挙人名簿登録証明書に交付した旨を記載(令59の6⑧)
- ②投票用紙を交付した旨を在外選挙人証に記載(令65の11)

不在者投票の手続について

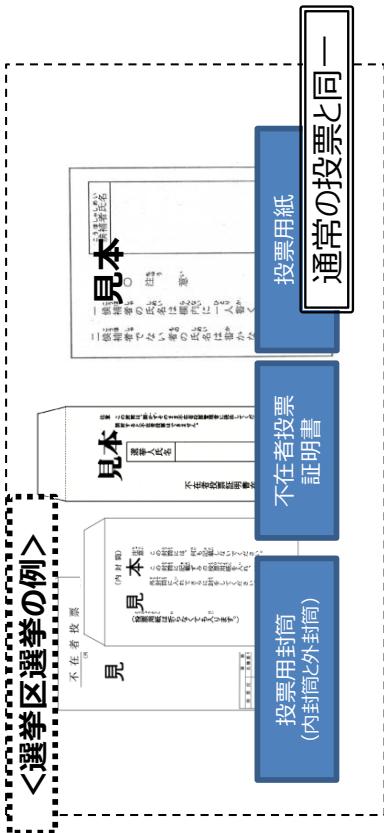
選挙人

①投票用紙及び投票用封筒の請求
(令§50)

郵送等又は直接
※一部の市区町村によって
はオンラインで手続可能。



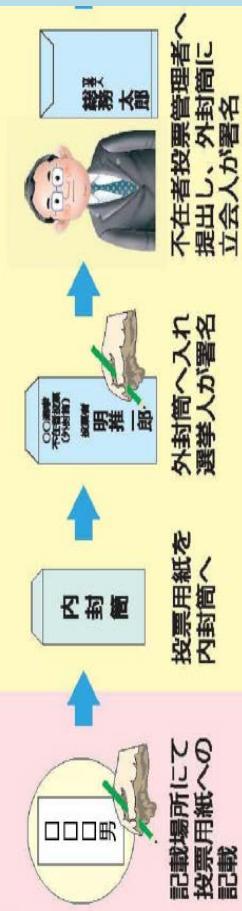
③投票用紙及び投票用封筒等の送付
(令§53①)



④投票用紙等の提示
(令§56①)

不在者投票管理者 (滞在先の市町村選管)

⑤不在者投票証明書の確認
⑥不在者投票 (令§56①)



名簿登録地 市町村選管

②選挙人名簿対照
(令§53①)

不在者投票証明書の交付を
選挙人名簿の抄本に明示

⑧不在者投票事務
処理簿の作成
(令§61①)
〔投票用紙の請求
・投票用紙等の交付
・不在者投票の手続〕
⑨不在者投票の受理
不受理等の決定
(令§63①②)

⑦不在者投票の送致
(令§60①②)

①確実な本人確認、②投票用紙の二重交付の防止、③投票用紙の適切な調製の3点を担保。

不在者投票証明書の様式

○ 公職選挙法施行規則（昭和二十五年四月二十日総理府令第十二号） 別記

第十二号様式（不在者投票証明書の様式）（第十条関係）

不在者投票証明書

選挙人の氏名	選挙人の生年月日	何年何月何日生
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地　何病院	
その他の事項	何々（本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。）	
選挙	平成何年何月何日執行何選挙	

右のとおり証明する。

平成何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）
何町（村）選挙管理委員会委員長

氏名印

在外選挙制度の概要

仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」という。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人である。

投票の方法には、在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」がある。

1. 投票の方法

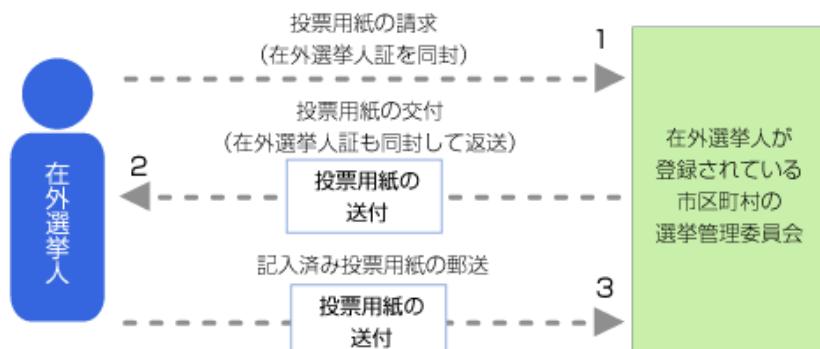
(1) 在外公館投票

在外選挙人が、在外公館等投票記載場所へ自ら出向いて在外選挙人証等を提示し、その場で投票する（投票記載場所を設置していない在外公館もある）。投票できる期間・時間は、原則として、選挙の公示または告示の翌日から投票記載場所ごとに決められた日までの、午前9時30分から午後5時まで。（投票できる期間・時間は、投票記載場所によって異なる）。



(2) 郵便等投票

郵便等投票は、在外選挙人が、あらかじめ登録地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人証を同封して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、自宅等に送付された投票用紙等に現在する場所で記入して、登録地の市区町村選挙管理委員会へ郵送するという手順で投票を行う方法。

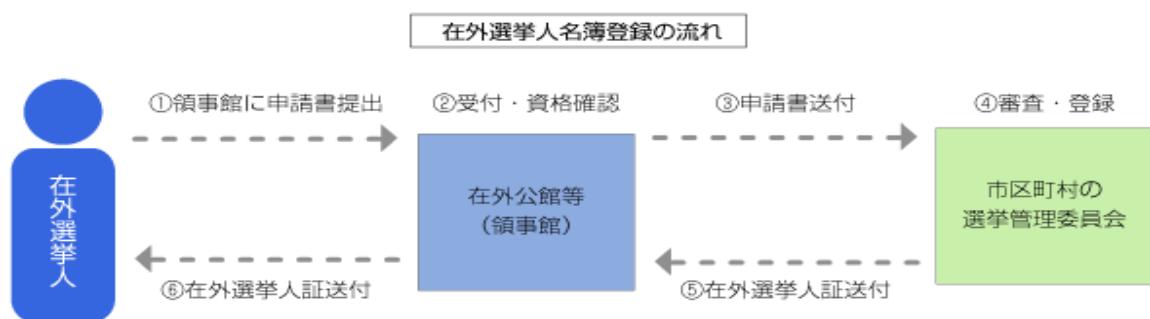


(3) 日本国内における投票

日本国内における投票は、在外選挙人が、選挙期間にちょうど一時帰国していた場合や帰国してまだ間がないため国内の選挙人名簿に登録されていないような場合に、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票する方法。なお、いずれの投票方法についても、在外選挙人証の提示が必要。

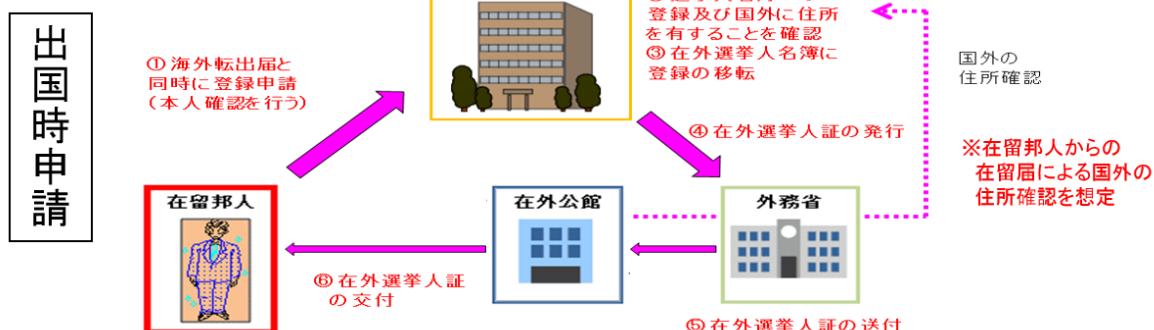
2. 在外選挙人名簿の登録

対象者は、満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者である。



※平成28年の公職選挙法の一部改正により、最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、国外転出時に、在外選挙人名簿への登録の移転の申請（出国時申請）を行うことができることとなった（平成30年6月1日までの間ににおいて政令で定める日から施行。）。

最終住所地＝（国内の）選挙人名簿登録地の場合
※転出後4ヶ月間は抹消されない



在外選挙の投票方法

在外選挙の投票方法

3つの投票方法に
より投票できます。

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館、総領事館が在外公館投票を実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームページでご確認下さい。

在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館、総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

●在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

投票場所 日本大使館・総領事館の事務所内に投票所が設置されます。

投票期間 選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定められた締切日までとなります。

※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にのみ投票できます。

投票時間 原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。

※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

持参書類 ①在外選挙人証
②旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や、帰国直後で転入届を提出して3ヶ月を経ていない方(選挙人名簿に登録されていない方)

在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館、総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

●郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

①投票用紙等の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

②投票用紙等の交付

投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します

●日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

〔公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間〕

- (1)期日前投票
- (2)不在者投票

〔選挙期日(投票日当日)〕

- (3)投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

在外選挙の実施状況等

		選挙当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)				投票率(%)
29衆 29.10.22	選挙区			公館投票	郵便投票	国内における 投票	
	比例代表	100,090	21,485	調査中			21.47
	選挙区	100,090	21,180				21.16
28参 28.7.10	比例代表	105,194	23,613	20,576	919	1,883	22.22
	選挙区	105,194	23,378	20,800	928	1,885	22.45
26衆 26.12.14	選挙区	104,320	19,690	17,901	516	850	18.47
	比例代表	104,320	19,267	18,316	524	850	18.87
25参 25.7.21	選挙区	112,850	25,939	22,439	1,233	1,799	22.57
	比例代表	112,850	25,471	22,865	1,274	1,800	22.99
24衆 24.12.16	選挙区	105,836	21,596	19,359	814	995	20.00
	比例代表	105,836	21,168	19,773	828	995	20.41
22参 22.7.11	選挙区	113,230	27,640	23,137	1,702	2,052	23.75
	比例代表	113,230	28,206	23,786	1,801	2,053	24.41
21衆 21.8.30	選挙区	107,919	28,894	23,162	2,599	2,445	26.14
	比例代表	107,919	28,263	23,731	2,716	2,447	26.77

(注)選挙当日有権者数とは、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙当日に選挙権を有する者等である。

※ 外務省の海外在留邦人数調査統計(平成28年10月1日現在)によれば、海外在留邦人数は約134万人であり、そのうち18歳以上は、約107万人である。

※ 在外選挙制度は、平成18年の公職選挙法の一部改正により比例代表選挙に加え、(小)選挙区選挙も対象となったところ。

(参考)海外在留邦人数※

	海外在留邦人数
H28.10.1現在	1,338,477
H27.10.1現在	1,317,078
H26.10.1現在	1,290,175
H25.10.1現在	1,258,263
H24.10.1現在	1,249,577
H23.10.1現在	1,182,557
H22.10.1現在	1,143,357
H21.10.1現在	1,131,807
H20.10.1現在	1,116,993

(参考)在外選挙人名簿登録者数

	在外選挙人名簿登録者数
H29.9.1現在	100,506
H28.9.2現在	104,630
H27.9.2現在	102,924
H26.9.2現在	106,121
H25.9.2現在	112,390
H24.9.2現在	105,511
H23.9.2現在	108,269
H22.9.2現在	112,391
H21.9.2現在	107,994
H20.9.2現在	104,025

※【出典】海外在留邦人数調査統計(平成29年版(平成28年10月1日現在)外務省領事局政策課)

在外公館投票を行うことのできる期間

- 在外公館等における投票は、原則、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日前6日までの間ににおいて可能。
- ただし、投票の送致に日数を要するなど特別な事情がある場合、投票の締切日を繰り上げるこ
ヒが認められている。

＜平成29年衆議院議員総選挙の実績＞

投票期間	対象公館
期日前6日前まで (投票期間:6日間)	在インドネシア大使館、在シンガポール大使館、在タイ大使館、在大韓民国大使館、 在中華人民共和国大使館、在上海総領事館(中国)、在香港総領事館(中国)、在フィリピン大使館、 在シドニー総領事館(オーストラリア)、在ハガツニヤ総領事館(アメリカ)、 在ウラジオストク総領事館(ロシア)、在ハバロフスク総領事館(ロシア)、 在ユジノサハリンスク総領事館(ロシア) (計13公館)
期日前7日前まで (投票期間:5日間)	在インド大使館、在釜山総領事館(韓国)、在広州総領事館(中国)、在ベトナム大使館、 在オーストラリア大使館、在アメリカ合衆国大使館、在イタリア大使館、在英國大使館、在ドイツ大使館、 在フランス大使館、在ロシア大使館、在iran大使館 等 (計74公館)
期日前8日前まで (投票期間:4日間)	在パキスタン大使館、在サンフランシスコ総領事館(アメリカ)、在カナダ大使館、在アルゼンチン大使館、 在ブラジル大使館、在ミラノ総領事館(イタリア)、在ウクライナ大使館、在ギリシャ大使館、 在スウェーデン大使館、在スペイン大使館、在アラブ首長国連邦大使館、在サウジアラビア大使館、 在ケニア大使館、在マダガスカル大使館 等 (計119公館)
期日前9日前まで (投票期間:3日間)	在トンガ大使館、在マーシャル大使館、在ミクロネシア大使館、 在エンカルナシオン領事事務所(パラグアイ)、在サンタクルス領事事務所(ボリビア)、 在エストニア大使館、在キルギス大使館、在ラスバルマス領事事務所(スペイン)、 在ラトビア大使館、在サンクトペテルブルグ総領事館(ロシア)、在アンゴラ大使館、在ギニア大使館、 在ベナン大使館、在ルワンダ大使館 (計15公館)
期日前10日前まで (投票期間:2日間)	在ソロモン大使館、在南スーダン大使館 (計2公館)

* 治安情勢などにより実施していない公館が21公館(在イラク大使館、在アフガニスタン大使館など)、名称のみの公館(実館のない公館)のため実施していない公館が44公館(在ブータン大使館、在サンマリノ大使館など)ある。

在外選挙人証の様式

紙長亭櫻井（在外選挙人証の様式）（第六条第一項）

表

交付番号

在外選挙人証

氏名

生年月日 年 月 日

性別 男・女

登録 年 月 日

衆議院小選挙区

住所

住所以外の送付先

(在留届の緊急連絡先)

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名 印

注意

- この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。
- 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。
- 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。
- 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。
この場合（住民票を作成した日から4箇月が経過した場合）には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。

裏

選挙の種類(期日)	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等
	</td	

在外選挙人証（実物の写し）

(表)

(裹)

交付番号	
在外選挙人証	
氏名	
生年月日	年 月 日
性別	男 · 女
登録	年 月 日
衆議院小選挙区	
住 所	
住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)	
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。	
選挙管理委員会委員長	印
注意	
1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。	
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。	
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。	
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出してください。	
5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。	
6 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。	
この場合（住民票を作成した日から4箇月が経過した場合）には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。	

※ 実物大

洋上投票の手続の流れ

1 不在者投票管理者(船長)及び立会人がいる場合

<p>選挙人名簿登録証明書 (①②共通)</p>	<p>投票送信用紙 (①②共通)</p>	<p>確認書 (②のみ使用)</p>
------------------------------	----------------------	--------------------

船長が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙期日の公示後でも可能

指定市町村の選管が船長に投票送信用紙等を交付

船長が投票送信用紙等を保管

船員が船長に洋上投票をしたい旨を申出
※選挙人名簿登録証明書を添付

船員が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求

※選挙人名簿登録証明書及び海員名簿の写し等を添付
※選挙期日の公示後でも可能

なるほどね!



選挙期日の公示後

船員が船長に投票送信用紙等を請求

船長が船員に投票送信用紙等を交付



船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付けて船長に提出

投票に先立ち、**船員**が指定市町村の選管にファクシミリ装置を用いて確認書を送信

指定市町村の選管が船員に確認書を受信した旨を連絡

選挙期日の公示後

船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付ける

船長が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

船員が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

※ファクシミリ装置を用いて送信した投票は、**指定市町村の選管**が選挙人名簿登録地市町村の選管に送致します。

2 不在者投票管理者(船長)及び立会人がいない場合

投票送信用紙の様式

(小) 選挙区の投票送信用紙の様式

【必要事項記載部分】		【投票記載部分】	
1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項		二 一	
①指定市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)		○ 候補者氏名	
②この用紙を船長又は船員に交付した年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		○ 候補者氏名 者でない者の氏名は、欄内に一人書くこと。 注意	
③選挙の種類		(切り取り線)	
④船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)			
⑤令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求			
2. 不在者投票管理者等の記載事項			
①氏名(署名) _____			
②指定船舶等の名称 _____			
③この用紙を船員に交付した年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
3. 立会人の記載事項 氏名(署名) _____			
4. 船員の記載事項 ①氏名(署名) _____ ②住所 _____			
③選挙人名簿登録証明書の交付年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
④船員手帳の番号 _____			
5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 _____			
(切り取り線)			

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）

(十条の七関係)

【注意事項記載欄】

【注意】記載欄

- (1) 令第59条の6に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。

④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選舉の期日の公示があった日の翌日から当該選舉の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。

③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2 投票送信用紙の送信後の手続

- (1) 令第59条の6に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

- ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選舉管理委員会の委員長あて送致してください。

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59の6 第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には該当船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載した後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会印

受信用 FAX用紙

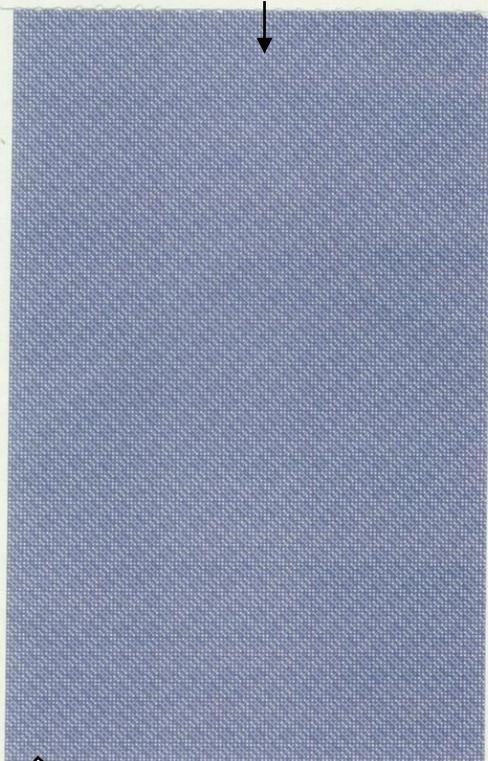
【必要事項記載部分】

5月15日 12:17 0110206 5121737 1/1
 【必要事項記載部分】
 1. 南極投票指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項
 ①南極投票指定市町村名
 選舉管理委員会名 市岡村 (20)
 ②この形紙を郵便にて交付した年月日 平成 年 月 日
 ③選舉の種類 通信テスト用
 ④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名
 登録地名 市岡村 (20)
 2. 不在者投票管理者の記載事項
 ①氏名(署名) 通信テスト用
 ②投票記載場所
 ③この用紙を選挙人に交付した年月日
 平成 年 月 日
 3. 立会人の記載事項
 氏名(署名) 通信テスト用
 4. 選挙人の記載事項
 ①氏名(署名) 通信テスト用
 ②住所
 ③候補選挙人証又は選挙人名簿登録明書の交付年月日
 平成 年 月 日
 5. 代理投票の仮投票の場合
 代理記載人の署名 _____

(切り取)

【投票記載部分】

キリトリ線



【シール部分】

切り取り、開くと…

【投票記載部分】

第一回参議院(比例代表選出)議員選挙南極投票

候補者氏名
又は
政党その他の
政治団体
の名称若しくは略称

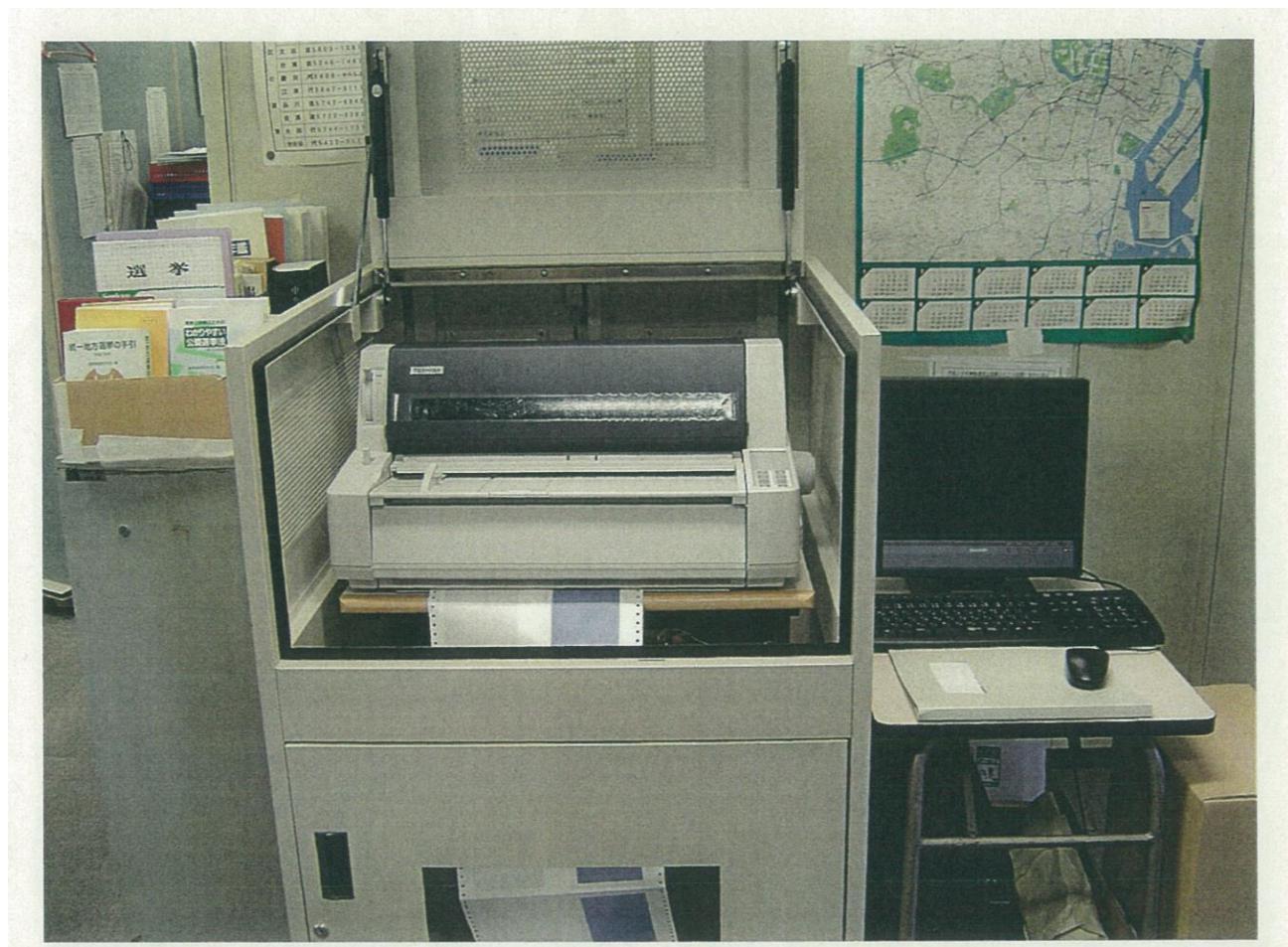
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くことである。

○ 注意 章

通信テスト用



受信用 F A X



【拡大図】



FAX装置及びその管理の方法に関する技術的基準(概要)

【趣旨】

平成12年5月1日に施行される改正公職選挙法施行令第59条の6第12項により、「(令第59条の6) 第9項の規定により送信された投票を受信するために指定市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法は、自治大臣の定める技術的基準に適合したものでなければならない」とこととされていることから、当該技術的基準を定め、告示する。

【概要】

1 ファクシミリ装置の機能

- (1) 一般に使用されているファクシミリ装置との通信が行えること。
- (2) (1)が円滑に行えること。
- (3) 投票送信用紙に記載された文字の筆跡が再製できること。
- (4) 回線が接続されたことを送信者側に音声で伝えることができること。
- (5) 手動操作を必要とせずに受信を行えること。
- (6) 特定の送信者以外からの送信を排除することができること。
- (7) 投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分は直接外部から見えないように、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分は外部から見えるように、それぞれ受信できること。また、投票送信用紙の投票記載部分を通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有する用紙に受信できること。
- (8) 受信用紙には受信データを受信した日時を印字できること。
- (9) 受信データ及び受信後の受信用紙の保護
 - ① 受信データは、ディスクに確実に保存できること。また、受信データを一回の通信を単位として保存でき、その内容を表示できること。
 - ② 受信データを特定の者のみが行える手動操作により、出力及び消去できること。
 - ③ 無停電電源装置により最低10分間電源を供給できること。
 - ④ 出力部分には施錠された箱等を備えていること。

2 ファクシミリ装置の管理の方法

- (1) ファクシミリ装置は、できるだけ常温常湿の場所に設置すること。
- (2) ファクシミリ装置の設置位置を指定し、管理を適切に行うこと。
- (3) ファクシミリ装置が作動せず、受信ができなくなった場合及び当該受信を再開する場合の連絡方法について定めること。
- (4) ファクシミリ装置の保守を外部に委託する場合、故障発生の連絡後、12時間以内に保守を行う者を派遣させができる体制を整備すること。また、故障発生の連絡後、24時間以内に交換ができる体制を整備すること。

3 ファクシミリ装置の安全対策

操作手順書等の整備、監視体制等の整備、要因管理、職員の教育訓練、エラー及び不正行為の防止、電気的及び機械的障害の防止並びにその他の障害の防止等について、適切な措置を講ずること。